資料６

区公共施設の ＣＯ$_2$排出量削減への取組み

１　ＣＯ$_2$の削減・省エネに向けて

豊島区役所としてのCO$_2$排出量の削減目標
（第三次 豊島区役所 地球温暖化実行計画（事務事業編）2017～2023）

平成２７年度比で平成３５年度までに豊島区ＣＯ$_2$排出量を
１９.３％以上（１２,８８５ｔ－ＣＯ$_2$以下）削減する

※令和元年度実績：１３，８２３ｔ（13.4%減）

２　職員の主な取組み（事務事業編別冊）

（１）ＣＯ$_2$削減行動・省エネ行動	・空調→冷暖房の温度設定、クールビズ・ウォームビズの実施 ・職員態勢→ノー残業デーを徹底し、超過勤務の削減 ・電気使用量削減に関するその他の取組み→上下３階までの移動は階段を利用 ・低公害車の選定（ＦＣＶ、ＥＶ、天然ガス、ＰＨＶ、ＨＶ） ・適正な運転等による自動車燃料の削減→環境に配慮した運転
（2）省資源のための取組み	・紙使用量の削減→ペーパーレス化の推進 ・水使用量の抑制→洗面所や流し、トイレでの節水
（3）その他環境配慮のための取組み	・グリーン購入→エコマークやグリーンマーク、リサイクル製品等の優先購入 ・廃棄物排出量の削減→マイカップやマイボトル等の環境に配慮した行動

３　施設管理者の主な取組み（事務事業編別冊）

（１）ＣＯ$_2$削減行動・省エネ行動	・空調→空調機器などの管理標準の作成、運用 ・職員態勢→ノー残業デーを徹底し、超過勤務の削減 ・電気使用量削減に関するその他の取組み（太陽光システム、排出係数の小さい環境に配慮した電力の調達）
（2）省資源のための取組み	・水使用量の抑制（施設利用者に対して節水の周知）
（3）その他環境配慮のための取組み	・廃棄物排出量の削減（適正な処理業者への委託、マニフェストにより適正処理の確認）

４　庁内プラスチック削減への取組み（案）

第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画に基づき、区として率先して取り組むため、使い捨て型の資源利用を見直し、必要性の低いワンウェイプラスチックの使用を削減して 、繰り返し使用できるものの利用を推進する。

①　プラスチック製品の購入を原則禁止する。啓発品等も同様とする。
②　購入せざるを得ない場合は、再生プラスチックの購入を優先する。
③　飲食を伴うイベントでは回収し洗浄して繰り返し使用する容器等を使用する。
④　会議等におけるペットボトル飲料の使用自粛。
⑤　ゴミ袋はバイオマス・生分解性のものを使用する。
⑥　購入後に発生した廃プラスチックは、再利用するための分別を徹底する。
⑦　区の委託事業者等に対しても、区の率先行動と同様の取り組みの協力を依頼する。（公の施設の指定管理者、イベントの運営委託会社）
⑧　上記については、衛生上やむを得ない場合を除く。

※　令和3年4月から、環境清掃部によるモデル実施を行うとともに、庁内意識啓発を行う。